

[事案 25-48] 失効取消請求

・平成 25 年 9 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、契約者の相続人代表者である。

<事案の概要>

保険料の支払いについての助言および説明がなく、保険会社の対応が無責任であったとして、失効を取り消し、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 12 月に本契約が失効し、同月中旬に被保険者（契約者）が死亡したが、以下の理由により、保険会社の対応が無責任であったことから、失効を取り消し、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社の募集人は契約者の親族であることから、契約者が本契約を継続する意思を有していたことを知っており、また契約者の病状も把握していたにもかかわらず、契約者に対し、保険料が未納であることを知りながら、保険料払込期限までに助言および説明をしなかった。
- (2) 平成 24 年 10 月に入院した際の「給付金の支払明細書」には、「給付対象期間までのお支払いが確認できない場合には、保険料を別途精算させていただくがございますので予めご了承承願いたします」と記載されているにもかかわらず、未納の 10 月分保険料の精算が行われることはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、平成 24 年 1 月以降、未収保険料が発生するたびに、繰り返し保険料の支払いを促しており、契約者は 2 カ月連続で保険料が未払いとなった場合、保険契約が失効することを認識していた。
- (2) 失効の直接の原因となった 10 月分の保険料の未払いについては、「口座振替未収再請求通知」を契約者宛に送付し、募集人が契約者に電話をして預金勧奨を行うとともに、保険料の払込みがない場合、本契約が失効する旨の説明を行っている。
- (3) 入院給付金から未収保険料を差し引かずに支払った理由は、給付金送金時点で当社の給付金査定システム上、保険料未収の事実が反映されていなかったからであり、これは、給付金を速やかに支払わなければならないこと、保険会社は大量の事務を画一的に処理しなければならないこと等の理由からやむを得ないものであって、すべての契約者に同様の取扱いを行っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項により、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約であり、約款の規定によるが、保険料の支払いおよび失効についても約款に定められており、保険料の支払猶予期間は、払込期月の翌月末日までであり、その期間内に払い込まれなければ、失効することになる。本件では、平成 24 年 10 月分の保険料が払い込まれず、翌 11 月末日を経過したため、約款の規定に従い、平成 24 年 12 月に本契約が失効した。
- (2) 申立人は、助言および説明をしなかったことは無責任である旨主張しているが、保険料を払い込まなかった場合に、保険契約が失効することは、上記のとおり約款に定められており、約款も、保険料支払期間に 1 ヶ月間の猶予を設けるなど、保険契約を継続させるための制度を設け、払込未了の契約者に対しては、預金勧奨を行うなどして、保険契約が契約者の不本意のうちに失効してしまわないよう手立てを講じている。
- (3) 本件でも、担当者は申立人に対して従前から、保険料の支払いが遅れた場合は、支払うよう促し、平成 24 年 10 月分の保険料の支払いについても、契約者に対して電話をかけ、保険料の支払いを促している事情が窺えることから、保険会社としては、契約が失効してしまわないようでき得る手当てをしており、本契約が失効してしまうことを無責任に傍観していたとまで認定することはできない。
- (4) したがって、本契約は約款の規定に従い、平成 24 年 12 月に失効したことが認められ、この失効について、保険会社が不誠実な対応を取っていたとは認定できず、申立人の主張を認めることは困難である。
- (5) なお、申立人は、「給付金お支払明細書」には、「給付対象期間までのお払込が確認できない場合には、保険料を別途精算させていただくことがございますので予めご了解願います」と記載されているにもかかわらず、本件で未納の 10 月分の保険料の精算が行われることはなかった旨主張しているが、この文書の記載は、保険会社において相殺する可能性があることを告げているものである。相殺するか否かは法律上債権者（保険会社）の任意に委ねられているものであり、必ず相殺しなければならないというものではない。